

## 清代乾隆嘉慶期の河南省東南部の地方志に見られる 地方統治の性格

森 正 夫

### 問題の所在

2021年3月、筆者は、清初、順治15年(1658)から康熙12年(1673)まで15年間の長期にわたって河南省南部汝寧府14州縣の知府として在任した金鎮が、着任4年目の順治18年(1661)に、上司である河南布政司等に提出した10の行政案件、「條議汝南利弊十事」を分析し、「清初の中原—河南省南部における地方統治の再建—汝寧府知府金鎮『條議汝南利弊十事』に即して—」を発表した。その最終部分では、金鎮の取組んだ課題のうち、特に文化、社会秩序及び生産に関わる第四の層次が、従来筆者が長年にわたって検討してきた江南や福建についての先行の諸研究とも関わっていることを述べた。ただ、康熙の中年から雍正、乾隆、嘉慶初年に至る18世紀中の、河南省南部における清朝の地方統治の状況については、第四の層次はもとより、明末、16世紀前半に受けた衝撃を克服し、再び成熟して複雑に展開するという中国社会全体の一般的情况についての予測以外には、何も把握していない、という自分自身の状況である。

2021年12月、伍躍は、華北の直隸地方寶坻縣を対象とする「順天府档案に見る寶坻縣の中間団体と郷保」を発表し<sup>1)</sup>、その「はじめに」において、「前近代中国の国家支配、とりわけ行政運営に際して、清朝政府は各地の実情に柔軟に対応して、各種の中間団体を整備し、活用した。その中で、清朝国家が中間団体の代表者としての郷保・里長・保長・郷約たちをどのように把握していたのかということは、その国家支配や行政団体の実体を究明するためには重要で、避けては通れない課題である」と当該論文の論点を提起している。なお、伍躍はこの論点に関連した研究として、数点を記している<sup>2)</sup>。

伍躍は続いて、清朝が順治元年に実施を命じた保甲制度、順治四年に実施した里甲制度を挙げ、この二つの制度が社会状況の変化により、運用の中で変形していったことを指摘し、蕭公権(2014年)、魏光奇(2013年)などの研究により、清朝国家が各地の実情に柔軟に対応し、各種の中間団体を整備したか、あるいは既存ものを認めて活用したとしている。伍躍は、さらに、「1980年代以降、順天府档案が公開されたのを受けて、寶坻縣の例に即して地方行政と社会の実態についての研究が始まった」として、国内外の研究を紹介する<sup>3)</sup>。

伍躍は、「これらの研究は、中間団体がおもつ治安維持や賦役徵発などの役割、およびその代

(1)

表者としての郷保の選出などについて議論している」ことを評価する一方で、伍躍自身が「関心をもつ中間団体の編成と維持、および国家による中間団体の代表者を把握する方法といった問題については、ほとんど触れていなかった」と指摘する。伍躍は、本論文では、順天府档案を利用して、清代の寶坻縣における中間団体の編成の経過を確認して、中間団体代表者のあり方を検討し、これを通じて、清代における中間団体の形成と維持、及び国家によるその代表者の把握のしかたを解明し、清朝国家による社会支配の実態について認識を深めたい、とする。

清代の寶坻縣における中間団体の形成と維持について、伍躍論文では、乾隆10年(1745)刊『寶坻縣志』卷六郷閭・村莊に依拠して、乾隆初年、寶坻縣の中間団体は、郷四、里二〇、保四六、莊九一〇に再編されたとする。ここで筆者が確認しておきたいのは、乾隆10年(1745)刊『寶坻縣志』卷六郷閭・村莊においては、個々の村莊には、いずれも、例えば、海濱郷興保里では、四番目の保にある十五の莊には、「青稗沾莊」、「水流莊」、「王家舖莊」などという行政上の固有の名称が付されていることである。

また、伍躍は、『順天府档案』、『清代内閣文庫档案』等に依拠して、再編後の保は、里に代わって中間団体の中核となり、国家権力が、中間団体の代表者としての郷保を把握するための装置となった、とする。伍躍は、更に「地域の実情に即して中間団体を再編することは、「清代の中期以降の直隸地域において普遍的な現象であったと考えらる」と見通しを述べる。

筆者が前稿「清初の中原—河南省南部における地方統治の再建—汝寧知府金鎮『条議汝南利弊十事』に即して—」で取り上げたのは、汝寧知府の統治の対象としての、14州縣を統括する「府」であって、郷・里・保・莊などの「中間団体」ではないが、府・州・県も国家による行政機関として中間団体と緊密に関わる地域における組織であり、筆者が長年取り組んできた地域社会と日常的に対応している。前稿では、個別の縣についても論及してきた。その意味で、清代の直隸地域における一つの縣における「中間団体」——郷、里、保、莊への再編を対象とする伍躍の研究には、同じく華北と関わりを持つ点からも注目したい。

雍正2年(1724)、河南省南部の光州が光州直隸州となり、光山、固始、商城、息の四縣とともに、汝寧府の管轄から離れて自立することとなった(『河南通志』卷二十四・戸口下「雍正二年八月二十三日、奉旨、將光山・固始・息・商城四県、分隸光州」)。河南省東南部の光州・光山縣・固始縣・息縣・商城縣からなる、いわば光州体制が誕生した。それはどのように運営され、どのような特徴を持っていたであろうか。残念ながら、この一州四縣については、伍躍が「順天府档案に見る寶坻縣の中間団体と郷保」において依拠したような二つの資料的条件が欠如している。一つは、一縣のすべての莊一村莊の存在と固有名を記録した、乾隆10年(1745)刊『寶坻縣志』のような地方志の記事である。いま一つは、縣当局と保や莊の責任者との関係を示唆する多様な資料を内包した『順天府档案』のような档案資料である。その意味では、河南省東南部一州四縣の考察には、寶坻縣に関わる資料の検討から得た伍躍論文のさまざまな発見を生かし得る条件が無い。しかしながら、河南省東南部一州四縣については、ほぼ

同時代に当たる乾隆・嘉慶年間に刊行された地方志が存在している。

一つは、一州四縣を対象とする乾隆35年（1770）刊の『光州志』全68巻である。他に『光州志』から16年後、乾隆51年（1786）刊の『光山縣志』32巻、同じく乾隆51年刊『固始縣志』26巻、嘉慶4年（1799）刊の『息縣志』8巻、嘉慶8年（1803）刊の『商城縣志』14巻が存在する。これら乾隆・嘉慶年間刊行の地方志を活用し、ほぼ同じ時期の直隸地域における一つの縣における郷、里、保、莊など、特に保を中核とし、数多い莊に支えられているところの「中間団体」を対象とする伍躍の論点に注意しながら、同じく華北に位置し、しかし北方の直隸とは異なる河南省東南部の行政上のあり方を具体的に検討していきたい。

## 第一章 乾隆35年（1770）『光州志』巻十「郷里志」の特徴

冒頭に「光州知州高兆煌総修」と記された「郷里志」は、全68巻のすべての巻と同様に、一州四縣にわたる全光州を見通しており、全20葉の長文で、その統治方針を明文化した内容をもつ。太古の黄帝から説き起し、明の制度に及び、清代を次のように語り出す。

「国朝鼎を定めて以来、郷里の制は猶（な）お明の舊に沿（よ）るも、而（しか）れども列聖御宇さるるや、大吏を嚴飭し、所属を董率し、力（つと）めて保甲を行い、科派を禁除し、務（つと）めて盜を息（や）め民を安んじ、官は澄（きよ）く吏は治（おさ）めしむ」と、清朝の「郷里の制」——地域の制度としては「保甲」が中心であることをまず述べる。更に清朝の歴代皇帝を経て、「皇上御宇さるるに尤も保甲を以て重しと為（な）す」と乾隆帝の方針としても「保甲」が最も重要であることを確認し、乾隆22年（1757）、その方針に沿って以下の勅諭が出されたことを述べる。「乾隆二十二年、上諭あり。州縣、保甲を編査するに、比閭（むらざと）の什伍の遺法に本づき、地方官、果（も）し實力奉行し、不時に留心稽查すれば、凡そ民間の戸口生計、人類（ひとびと）の良莠（善悪）は、平時拳（あげ）て周知すべく、游惰匪類は自（おの）ずから容（い）るる所無く、外来の姦宄は更に從（り）て托跡（タクセキ）する無し。吏治に於いて最も切要為（た）り」。しかしながら現実には問題が生じている。

「乃（しか）るに、日久しくして玩（あなどり）を生じ、有司毎（つね）に視て迂闊の常談（まわりくどいありふれたはなし）と為し、率（おおむ）ね具文（形式だけ整っている文章）を以て從事すれば、各郷ごとに保長・甲長を設くるも、類（おおむ）ね市井の無頼の徒を以て之（これ）に充て、平時並びに實心査察せず。督撫、力（つと）めて保甲の條を課すること最たりと雖も、故套相沿りて毫も裨益無きに過ぎず。地方官の働きかけ、及び総督巡撫の督察も有効に機能することなく、各郷の保長・甲長も誠実に働いていない。「嗣後、務めて宜しく法を設けて編査し、及び考核責成せしむるの處（ところ）は、各督撫を著（し）て、〔当〕該地方の情形に就つきて、議を定めて具奏せしめん」。

この上諭の出された乾隆22年（1757）、河南巡撫として着任した胡寶瑤は、按察使に命じて、

各府州縣に指示させ、まず各地の情勢に対応して着實に調査させ、その後に検討して方針を決定し、巡撫に上奏させ、「條約」（幾項目からなる規約）を決定した。それは、七項目から構成されていた。大約、『光州志』『郷里志』の5葉表2行から12葉裏3行、合計8葉の表裏を占める。そのうち、主要と見なされる五項目は次の通りである。筆者の観点から絞り込んだ。算用数字の番号と表題とは筆者による。原文は、すでに書き下した部分のそれと同様に、本章の以下の個所に掲載した。

### 1 牌、甲、保——保甲制の基本構成

10戸ごとに1牌頭を立て、10牌ごとに1甲長を立て、10甲ごとに1保正を立てる。最小村莊にして止（た）だ五、六、七戸及び十二、三戸を有する者の如きは、応（まさ）に儘（ことごと）く1牌を立て、十四、五戸を有する者は、分ちて両牌と作す。其の一、二の孤零の戸は、鄰近村莊の牌末に附し、仍お里数を註明して一體に稽查す。遼濶の處の如く、有する所三、五牌（30、50戸）、六、七牌（60戸、70戸）の若きは、亦た即ち一甲長を設け、方圓五里を以て率と為し、三、五甲（300戸、500戸）、六、七甲（600戸、700戸）を有すれば、即ち一保正を立て、方圓十里を以て率と為す。

### 2 烟戸（住民）の存在形態

住民は、家ごとに順番に編成し（挨門順編）、紳衿、兵役、商賈、農工、寄居、土著を論ずる冊（な）く、宜しく一律に排編すべく、揀擇跳越を許さず、総（すべ）て現に家務を主（つかさ）どるの人を以て、名を出して戸を立てよ。其の年老いて家務に涉（わた）らざる者は、退（しり）ぞかしめて父兄伯叔の列に在らしむ。弟男、子侄、工僕は年貌生業を開写せよ。父子兄弟にして同居分爨する者は、即ち各おの門戸を立てしめん。夫故（な）く子幼（おさな）く、家に壯丁無ければ、方（はじ）めて寡婦を以て名を出し戸を立てしめよ。孤独老幼殘疾の家は十戸の末に附し、牌頭及び一切の排門の夫役を免す。

### 3 経費

胥役は、毎（つね）に〔幾頁かの〕冊を造る紙張を以て名（名目）と為し、私（ひそか）に保甲に向かいて需索し、保甲も又烟戸（住民）を科斂す。向（さき）に屢（しばし）ば飭禁を経（へ）たりと雖も、而かれどもこの弊は恐らく除く能（あたわ）ず。嗣後、地方官を責成し、紙帳等の費を將（も）って公費の項内において捐備して給発し、期を半月内に定めて、保正甲長を伝集し、毎保、冊頁二百張を発給し、並びに編查の法を將（も）って、則ち書一式を備えて給與し、保正甲長を責成し、式に照らして排編し、一月内を限って編清繳送せしむ。（中略）

### 4 労役

凡そ城鎮大莊〔など人口の多い都市部分〕では、百戸内毎（ごと）に、夜は更夫（交代の人夫）二名、壯丁二名を派（派遣）させて周囲を巡邏させ、其の餘の村莊の五十戸以外（以上）の者も亦た此れに照らして派撥させ、〔其の餘の村莊の〕五十戸以内の者は、半ばを減ず。紳

衿は例として優免（優待による免除）を得、兵役は各おの差使有り。本戸の正身（家長本人）は俱（とも）に輪派せざる外（ほか）、戸内に但（も）し子弟、工人、佃僕、壯丁有れば、俱（とも）に応（まさ）に一例に派出すべし。

### 5 保正・甲長の選任

保正・甲長は、原（もと）より保甲を編査する為にして設くれば、応（まさ）に明白公正にして字を識（し）れるの人を揀擇して充當すべし。辦理に資するに足るに庶幾（ちか）からん。向（さ）きごろ州県は、視（み）て輕重に關わり無しと為（な）し、一に（もっぱら）市井の無頼及び年老にして昏庸の輩に任（まか）せて混雜（ごたまぜ）に承充すれば、遂に賤役と成（みな）し、分に安んじ法を守る者は、耻（は）して為に応じず。州縣を責成して（責任を持たせて）心を留（とど）めて甄別（ケンベツ——よく調べて区別する）し、逐漸に（順を追って）保正を更換し、務めて甲戸に甲長を公挙させ、保正に責成して開報（報告）させよ。更に少（や）や優異を加え、責令して專（もっぱ）ら保甲を司らせよ。

乾隆35年（1770）刊『光州志』卷十郷里志における一州四縣の各州縣における「保甲」を基軸とし、七つの條約に集約された統治方針の大要を記述した部分は全二十葉のうちの以上五項目に集約した部分であるが、十二葉の表3行19字目から十九葉表1行目までは、乾隆35年当時の一州四縣ごとの、保の固有名が、里と保の数と共に記述される。先ず、光州の里二十二・保七十三、続いて光山縣の里三十・保九十三、固始縣の里二十四・保百十、息縣の里二十八・保四十二、商城縣の里十二・保五十四がそれぞれの固有名をともなって記述される。最後に実務的整理を内容とする結語を以て郷里志は終わる。

『光州志』卷十郷里志においては、以上のように、清朝の歴代皇帝、及び現皇帝の定めた「郷里の制」——地域の制度としては「保甲」が中核であり、最重要であることが明確に表明されている。また、まず州・縣に指示し、巡撫に上奏させて決定した七項目からなる「條約」中、筆者が絞った五項目のうちにおいては、「保」「甲」は、保正・甲長が「明白公正にして」「識字（字を識れる）」とあるように人格・能力が非常に厳しく規定され、保正が「更換」されるとあるように点検・評価され、また、「少加優異」——優れたものは待遇を良くし、「責令」——責任を持って「專司保甲」——保甲の管理を遂行させると定められており、徹底的に公的な存在であることがうたわれている。

また、郷里志における「莊」の扱いについてであるが、「條約」1においては、「村莊」は存在するが、あくまで「最小村莊」、「鄰近村莊」と表現されるように、自然に存在する集団として位置づけられており、それ自体がもともと公的制度を支える資格を有する組織とは、見なされていない。乾隆『寶坻縣志』卷六郷閭・村莊及びこの卷六に基づく伍躍「順天府档案に見る寶坻縣の中間団体と郷保」における寶坻縣の郷、里、保、莊での莊の扱いとは、決定的な相異がある。

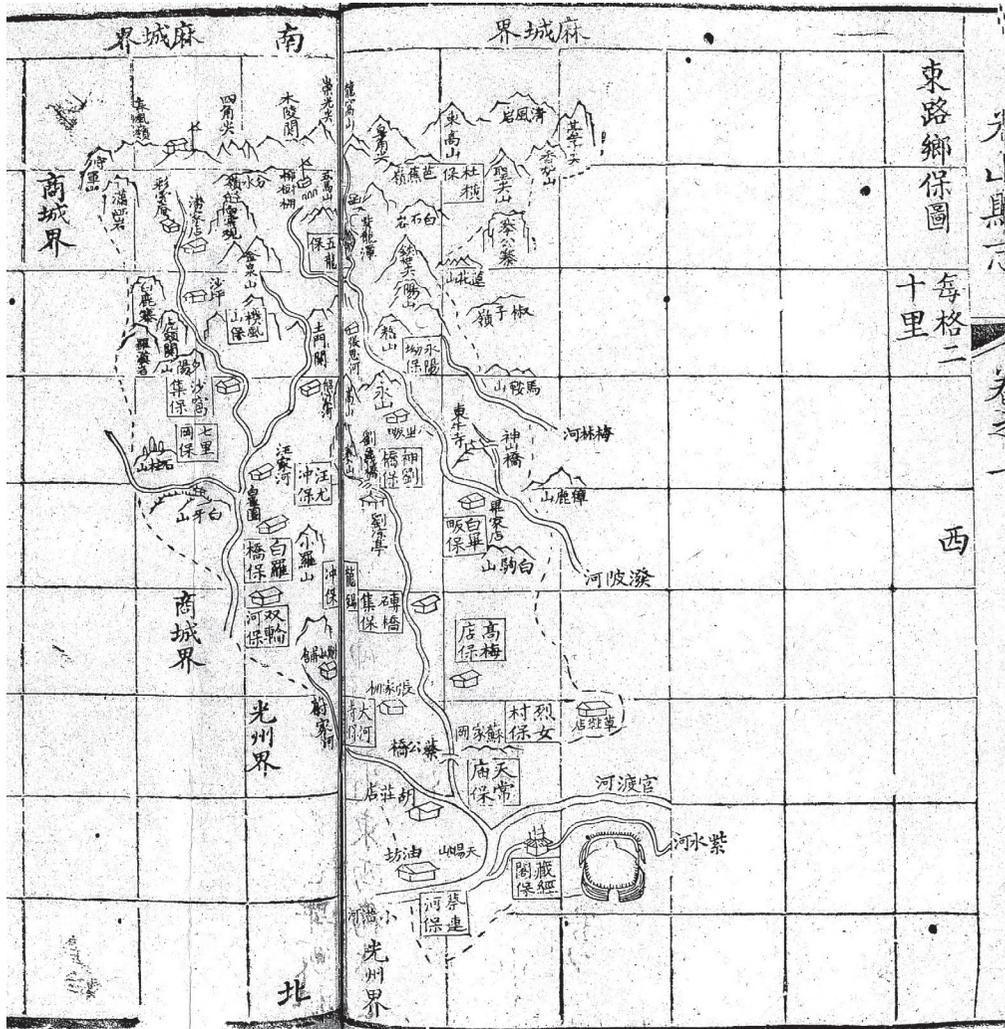
以下は、書き下し文で検討した部分の原文である。

**4葉表1行** 国朝定鼎以来、郷里之制、猶沿明舊。而列聖御宇、嚴飭大吏、董率所属、力行保甲、禁除科派、務使盜息民安、官澄吏治。(中略)今皇上御宇、尤以保甲為重、乾隆二十二年上諭、州縣編查保甲、本比閩什伍遺法、地方官果實力奉行、不時留心稽查、凡民間戶口生計人類良莠、平時學可周知、游惰匪類、自無所容、外来姦宄、更無從托跡、於吏治、最為切要。乃日久生玩、有司每視為迂闊(闕)常談、率以具文從事。各鄉設保長甲長、類以市井無賴之徒充之。平時並不實心查察、雖督撫課最有力保甲之條、不過故套相沿、毫無裨益。1 **牌、甲、保——保甲制の基本構成** **5葉表2行** 一、十戸立牌頭、十牌立一甲長、十甲立一保正。正如最小村莊、止有五六七戸及十二三戸者、應儘立一牌、有十四五戸者、分作兩牌。其一二孤零之戸、附於鄰近村莊牌末、仍註明里數、一體稽查。若遼濶處處、所有三五牌六七牌、亦即設一甲長、方圓以五里為率、有三五甲六七甲、即立一保正、方圓以十里為率。2 **烟戸(住民)の存在形態** **5葉表8行** 一 烟戸挨門順編、毋論紳衿兵役、商賈農工、寄居土著、俱宜一律排編、不許揀擇跳越、總以現主家務之人、出名立戸。其年老不涉家務者、退在父兄伯叔之列、同弟男子侄工僕、開写年貌生業、有父子兄弟同居分爨者、即各立門戸。夫故子幼、家無壯丁、方准以寡婦出名立戸、與孤独老幼殘疾之家、附於十戸之末、免輪牌頭及一切排門夫役。3 **經費** **5葉裏5行** 一 胥役每以造冊紙張為名、私向保甲需策、保甲又科斂烟戸、向雖屢經飭禁、而此弊恐不能除。嗣後責成地方官、將紙張等費、於公費項内、損備給發、定期半月内、傳集保正甲長、每保發給冊頁二百張、並將編查法、則備書一式給與、責成保正甲長、照式排編、限一月内、編清繳送。4 **勞役** **9葉表6行** 一 凡城鎮大莊、每百戸内、夜派更夫二名壯丁二名、周圍巡邏、其餘村莊在五十戸以外者、亦照此派撥、五十戸以内者減半。除紳衿例得優免、兵役各有差使。本戸正身、俱不輪派外、戸内但有子弟工人佃僕壯丁、俱應一例派出。5 **保正・甲長の選任** **10葉表5行** 一 保正・甲長、原為編查保甲而設。應揀擇明白公正識字之人充當。庶幾足資辦理。向因州縣視為無關輕重、一任市井無賴及年老昏庸之輩、混雜承充、遂成賤役、致安分守法者、耻而不為。責成州縣、留心甄別、遂漸更換保正、務令公舉甲長、責成保正開報、更少加優異、責令專司保甲。

## 第二章 乾隆『光山縣志』における保甲

乾隆『光山縣志』卷一図経・疆域図説によれば、「雍正2年(1724)、光州を直隸州に陞せしむれば、光山はその首邑爲り。州の西境に在れば、河南の所属に於いては、固始・商城〔・息縣〕と俱に〔その〕東南の邊邑なり」という。

乾隆『光山縣志』卷十・志三の里保では、縣城の内外の統治機構の現状を正確に書き記そうという狙いが強く感じられる。



乾隆51年（1786）刊『光山縣志』卷1・図経所収の縣東部の図

東一西、南一北はそれぞれ逆方向。□は「保」の、家の形は「集」の所在を示す。

冒頭に「光山、里を分つこと、凡そ三十、而うして城内の四隅及び南關の街巷、在郷の四路の村保は、胥（みな）焉（これ）を統（す）ぶ。」と書き出している。「里の命名は多くその地に因る」として、北郷、西郷、南郷のいくつかの「里と保」との名前を挙げた後、「明制、里甲の法、城内、之（これ）を坊と謂い、城外（縣城の周囲）、之を廂と謂い、在郷、之を保という。今、縣城内外、坊廂の称無し」とした後、「其の街巷は、舊志（康熙35年〈1696〉刊『光山縣志』）は僅かに名を列（なら）ぶるも方隅（方角）は載せず、所謂陳畫匠街（中略）諸巷は今皆詳（くわし）からず。所在は三十里に至るも、亦（ま）た未だ郷隅叙次を分ち及び所

領の保分を註さず。茲志（この志—乾隆51年〈1786〉刊『光山縣志』—）は、城内自り而（し）て關外、而（し）て四郷、悉（ことごと）く見（現）制に據りて列載す。城に在りては、東西南北四門を分ち、次いで南關に及ぶまで、門を按じて街を列べ、街を以て巷を統ぶ。郷は四路に分ち、東郷は一十九（19）保、南郷は二十三（23）保、西郷二十五（25）保、北郷三十一（31）保、凡て九十八（98）保なり。州志九十二保は誤りなり」とする。現在の保は98保であって、乾隆『光州志』の92保は正確ではない、としているのである。

州城の外部に大きく広がる農村部の中核は、98の「保」である。

「其の保は、大小一ならず。一保にして東西を分ち、或いは南北を分ち、或いは上、中、下を分つ者有り。是に因りて均派す（均等に取り扱ふ）。各里の所属には、兩保・三保より四五保不等に至る有り。且つ参伍錯綜し、一里にして兩郷の保を兼領する者有り。賽山里の如きは、北郷の五里店・三橋・吳褚寺の三保を領し、而（しこう）して又東郷の藏經閣保を領し、正安里は南郷の唐戴冲・望槐の二つの保を領し、而（しこう）して又西郷の青皮畷保を領す。故に東南西北四郷は保を按じて次叙せり。但し各保の下には某里所属に係ると註すれば、其の保を考うれば、以て其の里を知る可く、而うして郷・保も亦井然として目に在る矣。」（但し各保の記述の下に、某里所属と註記してあるので、その保を考えておけばその里を認識することができる。したがって、郷・保の存在もきちんと読み取れるのである。）

乾隆『光山縣志』卷一 図経上10葉裏 4～6行

国朝、均為汝寧府東南境属邑。雍正二年，光州陞直隸州，光山為首邑，在州西境，於河南所属，則與固始、商城〔、息〕俱東南邊邑也。

乾隆『光山縣志』卷十・志三・里保 1葉4行～3葉表3行

光山分里凡三十，而城内四隅及南関之街巷，在郷四路之村保，胥統焉。里之命名，多因其地。（中略）蓋康熙中始復三十里旧額也。明制里甲之法，城内謂之坊，城外謂之廂，在郷謂之保。今縣城内外，無坊廂之稱。其街巷，旧志僅列名而不掲方隅，訪所謂陳畫匠街，半載街及蓆子皮匠諸巷，今皆不詳，所在至三十里，亦未分郷隅叙次及註所領保分。茲志自城内而関外而四郷，悉拋見制列載。在城，分東西南北四門，次及南関，按門列街，以街統巷。郷分四路，東郷一十九保，南郷二十三保，西郷二十五保北郷三十一保，凡九十八保。州志九十二保誤。其保大小不一，有一保而分東西，或分南北，或分上中下者。因是均派。各里所属，有兩保，三保，至四五保不等，且参伍錯綜，有一里兼兩郷之保者。如賽山里領北郷五里店、三橋、吳褚寺三保，而又領東郷藏經閣保。正安里領南郷唐戴冲、望槐二保，而又領西郷青皮畷保。故分東南西北四郷，按保次叙。但於各保下註係某里所属，考其保可以知其里，而郷保亦井然在目矣。

以下、「城内」（都市部分）の「街巷」が、「東城之門」、「南城門」、「西城門」「北城門」及び

「南関」の見出しの下に、約5葉にわたって克明に記述され、続いて、東、南、西及び北の四郷ごとに合計14葉にわたって、光山縣全県のすべての保の固有名と位置が詳細に紹介される。

以下に、乾隆『光山縣志』卷十・志三・里保に収録された、東、南、西、北の四つの郷における、すべての「保」の具体名を列挙する。筆者の判断により、このうち、東郷の「保」のみについては、各保の縣城との距離、東・南・西・北に隣接する保、及び他縣の具体名称等を原文に沿ってすべて記す。当時の光山縣における「保」というものの存在形態を周囲の状況とともに具体的に提示するためである。それ以外の南・西・北の三郷については、繁を厭って原文の各保の具体名のみを挙げることにした。数字のナンバーは筆者による。

なお、乾隆『光山縣志』卷十・志三・里保の最後の9行は、全20葉の総括に当たり、四郷についての部分的に補正した原文を展開してから、改めて紹介する。

**東郷。**領賽山里四保之一，遇仙里二保，龍山里二保，雙輪里二保，梅林里三保，霧山里二保，八水里四保，五馬里三保。

- 1・藏經閣保，在縣東，西界縣城，東界蔡連河，南界天常廟，北界北郷三橋保。属賽山里。
- 2・蔡連河保，在縣東二十里，西界藏經閣，南界天常廟，北界北郷三橋保，東界光州。
- 3・天常廟保，分東西兩分，在縣東南二十里，北界蔡連河，南界烈女村，西界西郷青皮畝，東界光州。上二保属遇仙里。
- 4・烈女村保，分東西兩分，在縣東南二十里，北界天常廟，南界高梅保，東界大河寺，西界南郷望槐保。
- 5・高梅保，在縣東南三十里，西界烈女村，東界磚橋保，南界南郷潘徐冲，北界南郷望槐保。上二保属龍山里。
- 6・龍錫冲保，在縣東南四十里，北界烈女，西界高梅保，南界磚橋保，東界雙輪河。
- 7・磚橋保，在縣東南四十里，北界高梅保，東界白羅橋，南界神劉橋，西界南郷潘徐冲橋。上二保属雙輪里。
- 8・大河寺保，在縣東南四十里，西界烈女村，南界龍錫冲，東界雙輪河，北界光州。
- 9・白羅橋保，在縣東南七十里，北界磚橋保，西界汪尤冲，南界買七里岡，東界雙輪河。
- 10・雙輪河保，在縣東南六十里，北界大河寺，西界磚橋保，南界七里岡，東界商城縣。
- 11・白畢畝保，在縣東南六十里，北界磚橋保，東界神劉橋，南界永陽口，西界南郷潘徐冲。
- 12・神劉橋保，在縣東南七十里，北界磚橋保，西界白畢畝，東界汪尤冲，南界南郷永陽口。上二保属霧山里。
- 13・汪尤冲保，在縣東南六十里，北界磚橋保，西界神劉橋，南界樸風山，東界七里岡。
- 14・七里岡保，在縣東南八十里，北界白羅橋，西界樸風山，南界沙窩保，東界商城縣。
- 15・樸風山保，在縣東南九十里，東界七里岡，北界汪尤冲，西界永陽口，南界湖北麻城縣，沙窩保在縣東南九十里，北界七里岡，西界五龍保，東界商城縣，南界湖北麻城縣。上四保属

八水里。

16·沙窩保，在縣東南九十里，北界七里岡，西界五龍保，東界商城縣，南界湖北麻城縣。

17·永陽口保，在縣東南九十里，北界神劉橋，東界汪尤沖，南界杜橫保，西界南鄉朱向保。

18·五龍保，在縣東南一百二十里，北界永陽口，西界杜橫保，東界沙窩保，南界麻城縣。

19·杜橫保，在縣東南一百二十里，北界永陽口，東界五龍保，南界麻城縣，西界南鄉夏陂山。上三保屬五馬里。

以上東鄉十九保，所隸之里，遇仙·龍山·雙輪·梅林·霧山·八水·五馬·七里，為東鄉全里。惟賽山里所領四保，其三在北鄉，實兼領東藏經閣一保。又梅林里領保三，州志誤作領保四。八水里領保四，州志誤作三。尉家河已併入大河寺保內，而州志仍為分別。樸風山係東鄉大保，而州志漏其名。今悉核正。

(以下縣志原文以“保”的記載為中心)

**南鄉**領正安里三保之二，寨河里三保、清流里二保、仙居里四保、雲山里二保之一、下灣里四保、白居里三保、沙城里四保。

1·唐戴沖保 2·望槐保 3·新椿畝保 4·潘徐沖保 5·澆陂河保 6·黃龍塔保  
7·老岡保 8·夏陂山保 9·長潭保 10·朱向保 11·薰范店保 12·龍山保  
13·花揚保 14·三里鎮保 15·晏家河保 16·通稽保 17·興隆畝保 18·金井沖保  
19·千舫保 20·山河保 21·柴山保 22·郭家河保 23·官堰保

以上南鄉二十三保所隸寨河、清流、仙居、下灣、白居、沙城、六里為全里。(中略)

**西鄉**領樸風里五保，正安里三保之一，雲山里二保之一，龍臺里，淨居里各三保之二，臨仙里三保，高陌里五保，長潭里三保，青山里三保。

1·潘松保 2·八水岡保 3·龔夏畝保 4·董水社保 5·大化廟保 6·青皮畝保  
7·張朱寺保 8·劉聖廟保 9·余臥店保 10·石光璫保 11·高廟保 12·羅陳店保  
13·仙山保 14·仙墩保 15·滾子河保 16·石滾城保 17·清正保 18·高徐寺保  
19·枯河灣保 20·清秤河保 21·馬犁橋保 22·牢山保 23·向清城保 24·墨斗關保  
25·潘殷沖保

以上西鄉二十五保所隸樸風、臨仙、高陌、長潭、青山、五里為全里。(中略)

### 北鄉

北鄉領賽山里四保之三，三山里三保、龍蟠里三保、團畝里三保、仙人里二保、神山里五保、龍臺里三保之一、斛山里五保、在城里五保、津居里三保之一。

1·五里店保 2·三橋保 3·吳褚寺保 4·高連廟保 5·水婁橋保 6·徐家河保  
7·石連城保 8·安定鋪保 9·陳牛湖保 10·曹黃林保 11·八里盆保 12·龍孔店保

13・華林河保 14・龍張溝保 15・沈家廟保 16・周徐口保 17・徐家廟保 18・齊河岸保  
 19・廟山口保 20・蔡村橋保 21・柳家廟保 22・陳家塔保 23・葉家岡保 24・溝口店保  
 25・千尤坂保 26・張胡店保 27・棗林岡保 28・貨家舖保 29・斗林岡保 30・孫鉄舖保  
 31・蔡蘇墩保

以上北郷三十一保、所隸三山、龍蟠、團坂、仙人、神山、斛山、在城、七里為全里。(中略)

縣の城外農村部の基本区分は、以上に詳細に見たように、当時、「保」であった。そのことは、この乾隆『光山県志』卷一・図経所載の縣城外の最も詳細な図面に示されている。東路郷保図、南路郷保図、西路郷保図、北路郷保図の4枚である。このことは、たとえば、(7)頁に挿入した東路郷保図のように、蔵経閣保、蔡連絡保などという保の固有名入りの四角い形の図が東郷の全面に配置されていることから明らかである。『光山縣志』卷十・志三・里保の最後の頁である20葉の8～16行もそのことを雄弁に語っている。

「按ずるに、舊志は、止(た)だ三十里の名目(固有名)を列(なら)べて、未だ某里は某郷に属し、某里は某保を領せるやを分(わかた)ず。而(しこう)して九十餘保の名も亦(ま)た略して載(のせ)ざれば、則ち各郷の廣狹と里保の遠近も、均(み)な考うるに由(よし)無し。今、悉(ことごと)く詳核を為す。各郷は、里若干、保若干、県を距(へだつ)る里数(距離)若干、并(ならび)に本郷某保の四至、本郷某保と連界し、此郷某保、彼郷某保と連界すと一一註明せり。其の彼此互に異なる有り、此保東に彼保と界せる如くんば、而うして彼保西に別保と界す。蓋(けだ)し、一保を以て数保と連界せる者有ればなり。犬牙相錯(まじわ)るの處は屑載(する)に及ばず。特に彼此をして互に見(まみ)え、一保由りして而(し)て之を推(お)さば、各保、皆、心目に於いて瞭然たる可き矣(なり)」。

則ち、「かつて舊志の時代は、郷の廣狹と里・保の遠近は、均(ひと)しく由りて考うること無し」、という状態であった。しかし、「今(現在)は、悉く詳核を為す」としているのである。従って、「一保由りして之を推せば、各保、皆、心目に於いて瞭然たる矣(念頭には全体がはっきりとわかるのである)」とされるのである。

いかに「保」が単位として重要であるかを、卷十・里保では最後に強調するのである。以下は、乾隆『光山縣志』卷十・志三・里保の原文の最後の9行である。

按舊志止列三十里名目、未分某里属某郷、某里領其保、而九十餘保之名、亦略而不載、則欲知各郷之廣狹与里保之遠近、均無由考。今悉為詳核。各郷、里若干、保若干、距縣里数若干、并本郷某保四至与本郷某保連界。此郷某保与彼郷某保連界、一一註明。其有彼此互異。如此保東界彼保而彼保西界別保。蓋以一保有与数保連界者、犬牙相錯之處、不及屑載、特使之彼此互見、由一保而推之、各保皆可瞭然於心目矣。

### 第三章 光州及び光山・商城・固始・息四縣の方志における市集

雍正2年(1724)、旧汝寧府から自立した乾隆51年(1786)刊の『光山県志』、同年刊の『固始県志』、嘉慶8年(1803)刊の『商城県志』には、一つの共通点がある。それは、「保」を収載する箇所ですぐ続いて「市集」が掲載され、しかもその内容が詳細にわたることである。「市集」には、定期市と市場町との二つの含意があるが、第一章で引用した一州四縣を包括する乾隆35年(1770)刊『光州志』には、卷十「郷里志」とともに本章4で使用する卷二十九「市集志」があり、そこで一州四縣の市集がそれぞれに「郷鎮」という表現の下で固有名を記されていることから、本稿では「市場町」と理解する。嘉慶4年(1799)刊の『息県志』には、「集鎮」、「里鎮」の語が用いられている。本章ではこれらの「市集」等について検討したい。

1 『乾隆光山縣志』には卷十・志三・里保に続いて、卷十一・志四・市集が置かれており、全31行に及ぶ下引の説明文に続いて、全九十七の市集の固有名が配列されている。

「光山は僻邑にして、地は天下の津要に非ざれば、四方の巨估(巨商)、重貨百物は、備(つぶ)さには至らず。然れども城内關外、通關帶圍(市街地一帯)は、一邑の会(かなめ)たれば、則ち市有り。四郷の負販、各おの近き所に因りて聚まりを成せば、集有らざる莫し」(中略)

舊志(康熙33年<1694>刊『光山県志』)載する所の四郷の店集は凡そ三十数處なり。顧みるに、時に變遷有り。村聚に羸縮有り、或いは昔無くして今有り、或いは彼廢して此興れり」。(中略)

「而(しこう)して、百餘年来、承平日久しく、城自り郷に達し、生聚繁庶、昔に倍徙せり。今、城中の市、南大街自り直(じか)に北街に達し、東自り学前に至り、転じて西街武廟前に至る。塵(みせ)を列べ肆(みせ)に陳べ、隣次櫛比、市聲喧闐、旦自り晩に迄息まず。南門、文徳門由り平橋に達すること、長さ二里許(ばかり)、市を為すこと逾(いよいよ)盛んにして、貨を居(お)き邸を設け、行きて販るもの絡繹として轂擊肩摩に幾(ちか)し。その四郷各保、相距(へだ)つること一二十里、所在聚まりて集を成す。奇日偶日、各おの其の期を異にす。集に趁(はし)る者、多くして千人を逾(こ)え、少なきも亦た数百なり。各郷の集を合稽するに舊に視べて且(まさ)に三倍なり。茲(ここ)に村店三、五にして未だ集を成さざる者、未(いま)だ能く瑣(くだくだし)く列挙するあたわず。其の牙帖(営業許可証)の鬻販(売れ行き)頗る繁(頻繁)にして、各のおの郷保の列次方隅(順番と方角)を按じて具(つぶさ)に編に著す」。

この後、すべての市集名が縣城からの距離と所在する保の名前とともに記される。

市集についての論調の特徴は、第一に舊志より「百餘年来」を経た「今」の活況、「城自り郷に達す」という都市・農村共通の変化、「その四郷各保、相距(へだ)つること一二十里、

所在聚まりて集を成す」という、「保」を結節点とする農村部の変化の密度の高さ、「各郷の集を合稽するに舊に視て且（まさ）に三倍なり」とする変化の巨大さ等々である。

以下の原文には、東南西北四郷の各郷別にすべての「市集」の固有名が列挙されているが、どの集にもその位置を示す縣城からの距離と属する「保」の固有名が必ず記されている。いささかくどい感を受けるそのことに、当時の「市集」のこの縣において持つ意味と「保」の重要性が示されている。

以下に上引の書き下し文の原文を記した後、続いて列挙された東南西北四郷の市集の固有名を記す。

#### 卷十一・志四・市集（最初の4行と6字は省略している）

光山僻邑，地非天下之津要，四方巨估重貨，百物不備至，然城内關外，通闌帶圍，為一邑之會，則有市。四郷負販，各因所近成聚，莫不有集。（中略）舊志所載四郷店集，凡三十數處。顧時有變遷，村聚有贏縮、或昔無而今有、或彼廢而此興。（中略）而百餘年來，承平日久，自城達郷，生聚繁庶，倍蓰於昔。今城中之市，自南大街直達北街，東至學前，轉至西街武廟前，列廬陳肆，鱗次櫛比，市聲喧闐，自旦迄晚不息。南門由文德門，達平橋，長二里許，為市逾盛，居貨設邸，行販絡繹，幾於轂擊肩摩。其四郷各保，相距一二十里，所在聚而成集，奇日偶日，各異其期，趁集者多逾千人，少亦數百，合稽各郷之集，視舊亦且三倍。茲於村店三五，未及成集者，未能瑣列舉。其設有牙帖鬻販頗繁，各按郷保，列次方隅，具著於編。

#### 東郷

蔡連河集在城東二十里蔡連河保。油房店集在城東二十里天常廟保。草鞋店集在東南二十里烈女村保。胡壯店集在城東三十里烈女村保。高梅天集在城東南三十里高梅保。磚橋集在城東南四十里磚橋保。張家棚集在城東南二十里大河寺保。何家新店集在城東南四十里大河寺保。白雀園集在城東南七十里白羅橋保。斛山集在城東南五十里雙輪河保。雙輪河集在城東南六十里雙輪河保、界接商城縣。畢家店集在城東南六十里白畢畝保，舊店臨河，乾隆壬辰（三十七年）以暴漲衝決，移於東半里許。劉家涼亭集在城東南六十里神劉橋保。神仙橋集在城東南七十里神劉橋保。汪家河集在城東南八十里汪尤仲保。七里岡集在城東南八十里七里岡保。熊家河集在城東南九十里樸風山保。沙窩集在城東南九十里沙窩保。沙坪集在城東南一百里沙窩保。潘家店集在城東南一百二十里沙窩保。樸樹店集在城東南一百二十五里沙窩保，東與商城縣接界。八里畝集在城東南永陽整保。張思河集在城東南九十里五龍保。

#### 南郷

渡夫店集在城南六里望槐保。望城岡集在城南十里望槐保。槐樹店集在城南十五里望槐保。椿樹店集在城南三十里新椿畝保。涼水井集在城南四十里新椿畝保。熊家店集在城南四十五里潘徐冲保。潑陂河鎮在城南五十里潑陂河保，地為通楚衝道南境，諸山之水，建瓴北下匯流，於此跨河，有永濟橋，明嘉靖間知縣沈紹慶於此建迎候官廳，又有真武觀・大悲菴禪堂，南北兩街，商

旅輾集，居民頗衆。涼亭集在城南五十里潑陂河保。鄭店集在城南六十里夏陂山保。虎湾集在城南七十里夏陂山保。三道河集在城南九十里夏陂山保。長潭集在城南九十五里長潭保，明萬曆二十八年建長潭驛，移牛山巡檢於此，兼驛丞事，康熙三年裁。新店集，在城南一百里朱向保，乾隆十八年以新店地處衝要，且近多山險，設分汛外，委駐防其地。董店集在城南一百二十里董范店保。范店集在城南一百三十五里董范店保。中途店集在城南一百四十里董范店保，南與湖北麻城縣接界。龍山集在城南十五里龍山保。南臨河，有龍山東岸，有會龍山，又有珠山，崢嶸並峙，一水中流，宛若門戶，其水發源長潭，會官渡入淮，延西一帶多石錐琢成器，並南境所產竹木皆至此，總匯商賈，順流鬻販。獨槐樹集在城南二十里龍山保。閘上店集在城西南十五里龍山保。雀村店集在城南三十里唐戴冲保。花山店集在城西南三十里花揚保。揚幡橋集在城西南四十里花揚保。七里鎮集在城西南四十五里三里鎮保。橫板橋集在城西南五十五里三里鎮保。晏家河集在城西南五十里晏家河保。下馬岡集在城西南七十里通稽保。喝風岡集在城西南六十里通稽保。烏馬潭集在城西南七十里通稽保。王甓樓集在城西南五十五里興隆畝保。

李新店集在城南五十里金井冲保。沙石湾集在城西南六十五里千舫保。陡山河集在城南九十里山河保。百步街集在城西南九十五里山河保。官溝集在城西南一百里山河保。柴山集在城南一百一十里柴山保。槐樹店集在城西南一十里官堰保。泡樹店集在城西南一百一十里官堰保。石寨頭集在城西南一百一十五里官堰保。白沙關集在城西南一百二十里官堰保。郭家河集在城西南一百三十里郭家河保。湾店集在城西南一百三十里郭家河保。与湖北黃安縣接界。

### 西鄉

望水樓集在城西南五里青皮畝保。鄴家橋集在城西南十里青皮畝保。十里棚集在城西十里八水岡保。張家店集在城西三十里龔夏畝保。北向家店集在城西三十里大化廟保。陳家棚集在城西南二十里張朱寺保。文殊寺集在城西南三十里張朱寺保。集後負雨臺山，前臨石溪，水出鳳凰山，迤邐經集東松篁蔚蔚，屈曲幽通，有古津梁寺，而太平橋跨上，以控下游，集多薪炭棉布雨傘諸用物貨，販遠資他邑。劉家店集在城西二十里劉聖廟保。臥龍臺集在城西三十里余臥店保。石頭園集在城西南四十里石尤擋保。羅官店集在城西五十里羅陳店保。隄家店集在城西四十五里羅陳店保。仙山集在城西六十里仙山保。仙居店集在城尻西五十里仙墩保。北新集在城西四十里滾子河保。黃屠店集在城七十里高徐寺保，西接羅山縣界。枯河湾集在城西九十里枯河湾保。何家畝集，在城西南五十里清秤河保。塔兒岡集在城西五十里馬犁橋保。馬家店集在城西六十五里馬犁橋保。殷家棚集在城南七十里牢山保。南向家店集在城西南七十里向清城保，俗稱郎家畝，有古城址，傳為張王城，別詳古蹟。蘓家河集在城西南八十五里墨斗關保。墨斗關集在城西南一百里墨斗關保，西接羅山縣界，南接湖北黃安縣界。卡房集在城西南一百八十里潘殷冲保，西南俱接黃安縣界。

### 北鄉

王家岡集在城東北二十里三橋保，与光州接界。吳名店集在城北二十里吳褚寺保。寨河集在城北三十里高連廟保。婁家涼亭集在城北四十里水婁橋保。曹黃林集在城北五十里曹黃林保。八里岔

集在城北六十里八里盆保。傅家店集在城東北六十里龍孔店保。東林舖集在東北三十五里華林河保。回龍寺集在城東北四十里華林河保。龍張溝集在城東北七十里龍張溝保。許家店集在城東北六十里周徐口保。廟山口集在城北八十里廟山口保。任家店集在城北八十里柳家廟保。陳家塔集在西北七十里陳家塔保。長興店集在城北七十里溝口店保。溝口店集在城北八十里溝口店保。雙墩舖集在城北七十五里千尤畷保。中波店集在城北九十里千尤畷保。西倚浮弋山，北臨淮，水岸之北為息縣治，南北渡淮要津。宋時名中渡鎮，有榷商稅務，設監稅官，元以後裁。吳家寨集在城西北三十里石連城保。耿家寨集在城西北五十里安定舖保。張胡店集在城北四十里張胡店保。孫鐵舖集在西北七十里孫鐵舖保。蔡蕪墩集在城西北七十里蔡蕪墩保。

2 『嘉慶商城縣志』卷三・建置志の冒頭は、城池、壇廟、公宇、坊里、集店、關隘、兵防、郵置の八語が、この巻の内容として記される。「坊里」には、まず、城内の「坊」（記念の門や建物）の固有名が、続いて、「里」の固有名とその管轄する「保」の固有名及びのその縣城までの距離が記される。「里」は12、「保」は50である。続いて「集店」が記述される。

その冒頭に、次のような記述がある。

「舊志（康熙29年〈1690〉刊商城縣志）、集店共に二十有八を戴（の）す。其の〔今に〕存する者は、僅かに蘇仙市店、水東寨集、盛家店、余家集、和豊橋店、南司集、上石橋店なる而已（のみ）。餘は悉く兵火に残（そこなわ）る。百餘年間、集店漸（ようや）く増し、星羅碁布、山谷に徧（あま）ねし（焉）。

以下、「東郷」、「南郷」、「西郷」、「北郷」の順に、「東郷則胡太寺保之師姑墩集距城二十里」のように、「保」名・集名・縣城からの距離の順序で、全五十保ごとに、保の固有名とそれに属する集の固有名が記されていく。すなわち、商城縣志では、その位置する「保」ごとに市集（「集あるいは店」）の固有名とその縣城との距離と併せて記される。

### 東郷

胡太寺保 師姑墩集距城二十里 關王廟集距城三十五里  
 仙上保 蘇仙市集距城五十里  
 仙下保 二道河集距城五十里  
 雙河保 雙河店距城一百里  
           土鎮寨洪家湾距城一百二十里  
 三山口保 鄧家集距城二十五里 沙河店集距城二十五里 王家集距城二十五里  
 華上保 峽口集距城四十里 卜家店距城四十五里 五色堂集距城五十里  
 華下保 武家橋集距城六十里 趙家棚集距城三十里  
 袁上保 袁武集距城九十里 童家廟集距城九十里 汪家岡集距城一百里

### 南郷

香上保 楓香樹集距城三十里

太上保 余子店距城三十里  
 木下保 大木店距城四十五里  
 武下保 盛家店距城四十里 打船店距城五十里 新店集距城七十里  
 木上保 申店集距城六十里  
 溪上保 瓦屋集距城五十里 四道河集距城六十里 湯家滙集距城七十里  
 武上保 長竹園距城九十里  
 青上保 關王廟集距城九十里  
 青下保 禪堂店距城一百三十里  
 溪中保 南溪集距城一百三十里  
 佛下保 李家集距城一百三十里 牛食販距城一百四十里  
 竹下保 虎堂坳距城一百六十里 吳家店距城一百六十里  
 竹上保 徐家坳距城一百六十里

### 西郷

鄒上保 龍潭河集距城十五里 霸王河集距城十五里 大柳樹店距城二十里 施家河店距城二十五里  
 鄒下保 匡家店距城十五里 申舖集距城三十里  
 門下保 吳家河集距城三十里 郭廟集距城三十五里 塔店距城四十里 七里岡集距城四十五里  
 觀下保 汪家橋集距城四十里 觀廟舖距城四十五里  
 銅井販保 銅井山集距城六十里  
 門上保 余家集距城五十里 曹家集距城六十里  
 通下保 長沖口集距城三十里 湯泉池集距城三十五里  
 通上保 通城店距城六十里  
 考上保 三柳店距城五十里 馮店即舊葉店距城五十五里 廬店距城六十里 郭店距城六十五里  
 龍王廟集距城七十里

### 北郷

枚上保 十里舖集距城十里 龍頭橋集距城十三里 八里灘集距城十五里  
 枚下保 和豐橋集距城二十里 新店集距城十五里  
 南司保 南司集距城三十里 太子岡集距城二十五里  
 上石橋保 上石橋集距城四十里  
 陳家集保 陳家集距城六十里 北塔集距城六十里  
 雙椿舖保 雙椿集距城四十里 龍王堂集距城三十里  
 三里坪保 三里坪集距城四十里 鮑家店距城四十五里 迎山廟集距城三十里

「集店」の記述の末尾に、次の一文が添えられている。原文はその下に記す。

「凡そ集店は七十有四なり。前の存する者に視（くら）べて、増すこと十の九なり。然れども或いは十餘家、二三十家、多くして五六十家に至りて止む。其の休養生聚、人烟輻輳を求むれば、之が上為る者、烏くんぞ能く追（のが）れん耶（や）」。

「凡集店七十有四，視前之存者，増十之九，然或十餘家，或二三十家，多至五六十家而止。其休養生聚，人烟輻輳，為之上者，烏能追耶」。

冒頭にもこの「百餘年間」顕著に増加していると述べているように、ここでも、従前の九割増加しているが、まだ増加の程度は十分でなく、「民力を休め養い物資を集めて豊かにし、人々が四方から集まるようにする責任を為政者は負っている」と、更なる市集の拡大が求められている。

3 『乾隆固始県志』巻八・郷鎮・里保・市集・村莊では、「里保」として、乾隆35年（1770）刊『光州志』巻十郷里志における「在城四保・四郷一百十九保」を提示した後、以下に記すその後の併合の結果として「共に併せて四十八保為り」と記し、次に、「明の市集」に続いて「國朝市集」六十六處の固有名が列挙される。巻八の正式名称は、「郷鎮里保市集村莊第八」となっており、郷鎮・里保・市集・村莊の4つの呼称の順序で、里保に続く位置に市集が置かれている。

この名称の順序では、最初に、「郷」が、続いて「里」が配置される。「里」は、「明里四十九」と記されて明代の「里」の固有名が、次に、「国朝里二十四」の見出しの下に、清代の24「里」の固有名が、順治16年（1659）刊『固始縣志』（「舊志」）によって記される。続いて「保」である。固始縣では、在城の保四、長興里の保八、大山里の保五、沿城里の保六、清河里の保八、前冲里の保七、長江里の保八、趙市里の保五、宣政里の保七、川山里の保六、海灣里の保七、西曲里の保七、期思里の保三、官莊里の保六、春河里の保五、普照里の保二、明德里の保二、新民里の保二、勝棠里の保三、巴族里の保三、東曲里の保五、梁安里の保二、清灘里の保二、柏楊里の保七、東隅里の保三、すなわち、以上、城内の保4、在郷の保119の固有名が列挙される。しかしながら、『乾隆固始県志』を編纂した乾隆51年の知縣謝聘の前任知縣張令伸の判断により、これら119の保は、在城6保、四郷42保の合計48保に合併された。

「前令張邦仲按，以上在城四保・四郷一百十九保，俱見光郡通志。今考，在城有城裡・北大街・南大街・站馬巷・北關・西關六保。東興有長興店・分水亭・泉河鋪・華家岡・蔣家集・沙岡店・吳家集・石佛店・黎家集・温家集・張廣廟・羅家集十二保。南郷有高廟集・神廟集・郭陸灘・樟柏嶺・李家橋・黄家集・長江河・全家寨・張老埠九保。西郷有陽關鋪・胡族鋪・春河鋪・楊家集・李家集・期思集・萬家溝・北廟集・馬堙集・張莊集十保。北郷有龍港集・陳家集・朱阜集・戴家店・李家店・橋溝集・三河尖・柏楊村・謝家集・往流集・花家集十一保。共併為四十八保」。

卷八は、そのことを、以上のように記し、続いて17葉の表7行から、特に説明無しに、「明市集」に入り、19葉裏から「国朝市集」に移行し、そこで、以下のように清代のすべての市集の固有名を列挙して23葉裏4行で終わる。

市集自体の固有名の配列は、東、南、西、北の県内の4方向別になっている。

#### 國朝市集

##### 東市集十五處

長興集 呉家集 周家集 臧家集 泉河鋪集  
孫家集 華家岡 沙岡集 石佛集 龍潭集  
上閘集 温家集 樓子岡 張廣廟 劉家集

##### 南市集十七處

安家埠 長塘埂 郭陸灘 椿樹岡集 方家集  
胡家埠 高廟集 草廟集 瓦廟集 張家埠  
樟柏嶺 黄家集 武家橋 穰家集 塔兒岡  
趙市湾 楊林渡

##### 西市集十八處

楊家集 期思集 張莊集 北廟集 新店集  
胡族鋪 三家集 春河鋪 雙廟集 井上集  
胡北戸集 觀武集 石家集 呉家集 迎河集  
稻草集 馬堙集 李家集

##### 北市集十六處

丁家埠 團林集 龍港集 觀音堂 往流集  
傅家集 戴家店 朱阜集 花柳湾 郊州集  
真興集 余家集 柏楊村 梁安灘 周家集  
油房集

以上のように、縣城からの方向に沿って「集」名が記載されている。

『乾隆固始縣志』「鄉鎮里保市集村莊第八」の最後の主題「村莊」については、第四章で言及するように一切記述がない。すなわち卷八の題目八字の第七字と第八字とをなす「村莊」は、「明村莊」一東郷から北郷に至る二十の固有名の列挙と「明縣人葛臣」のコメントを以て終る。

4 息縣については、嘉慶4年(1799)刊『息縣志』卷一「輿地下」里鎮村店附があり、「集」だけではなく、「店」、「里」、「村」、「湾」、「鎮」などの137の聚落が、「鄧湾集」、「萬安店」、「光順里」、「黄崗村」、「茶湯湾」、「黄坂鎮」のような固有名を伴い、縣城からの距離を付して、

記載されている。「村」は14の固有名の記載がある。その末尾には、次のようにある。

「按ずるに息〔縣〕は二十八里にして、存する所の集鎮、明季に在りて多く兵燹を被むり、殊に寥落に属す。國朝定鼎するに及び、里鎮亦た漸（ようや）く多く、其の新たに興る者、正に其の幾何（いくばく）なるや知らず。然れども惟うに其の此くの如くんば、則ち保甲の法、尤も當（まさ）に急ぎ講ずべき也。觀（み）るに王公用賓設くる所の保甲法に言う。各郷五人、夫一牌を編し、五牌、甲を為し、五甲、保を為し、各保をして警を設けしめ、以て防禦を司さどらしめん」。（下略）原文は以下に記す。

「按息治二十八里，所存集鎮在明季多被兵燹，殊属寥落。及國朝定鼎，里鎮亦漸多，其新興者，正不知其幾何。然惟其如此，則保甲之法尤當急講也。觀王公用賓，所設保甲法言，各郷五人，編夫一牌，五牌為甲，五甲為保，令各保設警，以司防禦。」（下略）

息縣では、二十八里にわたって存在していた「集鎮」が、明末に兵火を蒙って落ちぶれていたが、清朝が統治するようになってから「里鎮」も次第に増加しつつあり、新たに興るものは数え切れない。しかしながらそういう状況であるからこそ、保甲制度を緊急に整備しなければならない。思うに、かつて王用賓公（明の万暦6年〈1578〉に『息縣志』を編纂した知縣王用賓）が設けたところの保甲法にはこう述べている。各郷五人で一牌を編成し、五牌で一甲とし、五甲で一保を編成し、各保で警備を整備して防禦しなければならない、と。」

住民の聚落を市集一市場町に相当する「集鎮」「里鎮」の名称で呼び、それらが次第に増加しつつあるが、そういう状況に対応して、あえて令名の伝わっている明代の名知縣を持ち出して保甲の形成を呼び掛けているのである。

5 第一章で詳細にその巻十「郷里志」について論じた乾隆35年（1770）刊『光州志』には、巻二十九に独立して「市集志」が設けられている。一州四縣のうち、**光州直隸州**については、3葉裏に、先ず、北、南、東、西の方角ごとに、「城市」等の大街、門街等のあることに簡単に触れた後、東、南、西南、西、西北、北、東北という州城からの方向ごとに、それぞれ距離を「〇〇里」と附して、「郷鎮集市」の固有名40がすべて記されている。**光山縣**については、「市」と記した後、「城内大街及南關」の7字があり、「其の郷鎮」の見出しの下に9つの「集」の固有名が記される。**固始縣**については、「市」の後「東關」の2字に続いて、「其の郷鎮」の見出しの下に東、南、西、北の方向ごとに、65の「集」の固有名が記される。**息縣**については、「四關輪流為市，五日一易」に続き、東、東南、東北、北の方向ごとに、「其の郷鎮」の見出しの下に29の「集」の固有名が記される。**商城縣**については、「市」の後に「城内大街」とあり、続いて「其の郷鎮」の見出し下に、24の「集」の固有名が記されている。『光州志』「市集志」における一州四縣ずつの「集」の数と、一州四縣それぞれの『志』における「集」の数の相違は大きく、概して乾隆35年（1770）刊の『光州志』「市集志」よりも、16年間及び

それ以上後に刊行された各方志の場合の方が多いは当然かもしれない。

なお、『光州志』「市集志」の総括部分には、「按ずるに、交易の法、其の有する所を以てその無き所に易え、各おの其の求むるを遂げて後に退く。斯（ここ）市に久しく稽（と）どまるの貨無く、人に足らざるの用無し」とある。商品交換の場の必要性のみが指摘され、巻末のこの一文も商業活動を妨げるものへの批判となっている。

#### 第四章 結びに代えて——残された課題

乾隆初年以後、華北北部の寶坻縣において、再編された、郷四・里二〇・保四六・莊九一〇からなる中間団体は、住民を在任の自然村落としての莊を中心に管理する保を中核としていた。更にこのことは、清代の中期以降の直隸地域において普遍的な現象であったと考えられる。2021年の伍躍の「順天府档案に見る寶坻縣の中間団体と郷保」は、こうした認識をわれわれに与えた。本稿では、こうした伍躍の研究成果に示唆を受けつつ、2021年の前稿「清初の中原—河南省南部における地方統治の再建—汝寧知府金鎮『条議汝南利弊十事』に即して一」で行った、華北の東南方、雍正2年（1724）に汝寧府から離れた光州直隸州及び光山縣、固始縣、商城縣、息縣を対象とし、乾隆・嘉慶期の河南省東南部の一州四縣における行政制度の具体的内容に即して、18世紀最後の四半世紀を中心に、当該地域における清朝の統合の存在形態を探るため、地方志の資料を整理した。将来には、当該地域の地域社会としての統合のあり方を具体的に検討していきたい。

ただ、本稿は、寶坻縣という一縣のすべての保と村莊に即し、乾隆『寶坻縣志』及び『順天府档案』を全面的総合的に検討した、2021年の伍躍の業績とは異なり、河南省東南部の5つの州縣の地方志に見る保と市集との資料の特徴を記録したに過ぎない。とりわけ、本稿においては、伍躍が再編後の中間団体の中核としての保を支えている、「出先機関のようなもの」であるとした莊、村莊については実質的に言及し得なかった。使用した河南省東南部の5つの州縣の地方志には、莊、村莊についての固有名をともなった具体的な記述をほとんど見出し得なかったからである。しかしながら、村莊、莊は、本稿第一章で使用した乾隆光州志卷十郷里志の保甲に関する記述では「鄰近村莊」などと、その存在自体を示す普通名詞としては部分的に登場するのに、乾隆『光山縣志』卷十・志三・里保など、乾隆年間以降の河南省東南部の地方志の「保甲」を取り上げた箇所を根拠資料とする現在までの検討状況では、清朝の地方統治の制度上に明確な位置をもつ存在ではない。そこには、同じ華北において、乾隆年間、その北部、直隸地域の寶坻縣で清朝の統治を支える「中間団体」の中核である保の出先機関としての莊と同じような存在を見出すことは出来なかった。すなわち、河南省東南部の諸地方志では、乾隆『寶坻縣志』卷六「村莊」に記されたように、具体的な固有名をもつ存在を見出すことができず、したがって、その制度的位置付けを明らかにすることも不可能であったのである。な

お、保については、河南省東南部の光州直隸州と光山、固始、商城、息四縣の保甲制度における具体的な固有名をもつ存在自体は明らかに出来たが、その制度上の具体的役割については『光州志』『郷里志』での論理的次元での設定を深める必要がある。

いま一つ、本稿第三章で検討した市集については、作業自体も理論的に未熟あり、寶坻縣のそれとの比較をなし得なかった。乾隆『寶坻縣志』には、卷六郷閭に里甲、村莊と並んで市集の項があるが、比較的簡潔であり、市集については個別の固有名をもつ記述が少なかったからである。しかしながら、これら村莊、莊と市集との二つの事どもが、華北の南方——河南省東南部と華北の北方の今後の課題と関わる可能性も予測されるので、まず、村莊について、続いて市集について言及したい。

村莊、莊について。第一章で記したように、乾隆35年刊『光州志』卷十郷里志では、光州直隸州に属する河南省東南部の一州四縣全体を包括する條約で1とした箇所において、制度としての保甲が論じられる際、「鄰近村莊」などの用語は出てくるが、條約のその他の部分を含め、現実に存在し、固有名と機能をもつ自然村落としては記されていない。第二章以下の光山縣及びその他の縣の方志の記述においても、村莊や莊が対象となるのは、第三章3で取り上げた乾隆『固始縣志』卷八「郷鎮里保市集村莊」のこの8字からなる表題の中の「村莊」の2字と同章4の息縣の14例においてだけである。乾隆『固始縣志』卷八の市集の記述のうち、「国朝市集」66の市集の固有名が紹介された後、「明村莊」の記述に入り、70の固有名が紹介され、続いて「明縣人葛臣曰」に始まり、「〔明代の〕知縣張君梯（張梯）」の事績を記す7行の文章が記され、本来は、「国朝村莊」に移行するはずである。しかし、「国朝村莊」の記述はなく、次の「國朝以里為定，不立村莊」の10字をもって、卷八「郷鎮里保市集村莊」は終る。國朝は里を制度として定めるので、村莊は立てない、という意味であろうか。卷八では、清朝の固始縣の村莊については一切具体的に言及されることがなかったのである。

しかしながら、実は、光州、光山縣、固始縣、商山縣、息縣が汝寧府から離れる以前、康熙34年（1685）刊『汝寧府志』卷三建置には、「村市」の項があり、光州、光山縣、固始縣、息縣、商城縣のすべてについて、村の数と市の数が記述され、村と市の固有名もすべて記されている。固始縣についても「村七十、市三十有六・今増二」とあり、村と市の固有名が、たとえば、村については、「長興、大坡、獅子口……」のように七十村の固有名前が一つずつ記される。17世紀末から18世紀最後の四半世紀に入る間に、河南省東南部の清朝の行政制度には、少なくとも村莊、莊については、大きな変化があったのではないか。

市集について。第三章で、乾隆『光山縣志』、乾隆『固始縣志』、嘉慶『商城縣志』及び嘉慶『息縣志』については比較的詳細に、乾隆『光州志』については概要のみを検討し、河南省有南部一州四縣において、市集—市場町が活況を帯びていた状況を概観した。本稿が示唆を受けた伍躍の「順天府档案に見る寶坻縣の中間団体と郷保」では、乾隆10年（1745）刊の『寶坻縣志』卷六郷閭・村莊が有効に使用されているが、「村莊」の記述が15葉餘続いた後には、約

2葉の「市集」の項があり、四郷にわたって11余の市集の開催期日と固有名に言及されているので、河南省東南部と華北北部の寶坻縣における市集とを比較する上でも検討に値する。ただ、紙幅もすでに尽きているので、乾隆『寶坻縣志』卷六郷閭・市集の概括部分の一節の内容だけを紹介しておきたい。それは、「後世<sup>と</sup>自<sup>り</sup>、富商大賈、奇贏<sup>を</sup>操<sup>り</sup>て以て天下之貨を籠<sup>め</sup>み、是に於いて利は商に歸して民愈（いよいよ）よ病む。吳越の間、蓋し尤も甚だしき焉（なり）。北方の市集の若きは、其れ猶お古の風有らん乎（か）」のくだりである。北方の市集と南方吳越地域の市集を比較し、前者の節度あるあり方を肯定的に評価している。『寶坻縣志』がもし河南省東南部、光州・光山・固始・息・商城4縣の乾隆・嘉慶期の市集を検討したならば、北方のそれほどの節度は見られないが、南方吳越ほどののはしたなさもまた見られまい、とするのではあるまいかというのが、筆者の予測である。

地方志の所見という限られた条件の下ではあるが、河南省東南部という地域で、何故に18世紀末頃の四半世紀余では、村莊の存在を、1799年の息縣志における14村以外に、具体的に記述できないのか。この地域では何故に、市集という存在を顕著に認識し得るのか。敢えて言うならば、華北の北方、宝坻県においては、村莊・莊が保を支え、華北の南方、河南省東南部の諸県では市集が保を支えたと言えるのではないか。地方志自体の捉え方についての分析を深め、また档案の存在をも追求しながら、検討を継続していきたい。

## 註

- 1) 『東洋史研究』80巻3号。
- 2) 岸本美緒「中国中間団体論の系譜」（『「帝国」日本の学知』第三巻、東京：岩波書店。2006年）、佐伯富「清代の郷約・地保について」（『中国史研究』第二、東洋史研究会。1971年）、森正夫「中国前近代史研究における地域社会の視点—中国史シンポジウム〔省略〕」（『名古屋大学文学部研究論集』83号、史学28。1982年）。「中間団体」の定義については、岸本美緒「中国中間団体の系譜」（2006年）を参照せよ、としている。
- 3) 国内。小田則子「清代の華北農村における青苗会について—嘉慶年間以降の順天府寶坻縣の事例より」（『史林』78巻1号。1995年）、同「十九世紀の寶坻縣における『村莊』と『村莊』連合—清代華北における農村組織の一考察」（『愛知大学国際問題研究所紀要』107号。1997年）、他2点。蒲池典子「清季華北の「郷保」の任免—中国歴史第一档案館蔵『順天府全宗』寶坻縣档案史料の紹介を兼ねて」（『近代中国研究彙報』17号。1995年）、同「清末華北における郷保の敲詐・勒索」（『近代中国研究彙報』19号。1997年）  
国外。蕭公權『中国鄉村—論十九世紀の帝国控制』（臺北：聯經出版事業股份有限公司。2014年）。魏光奇「清代“郷地”制度考略」（『清代民国縣制和財政論集』北京：社会科学文獻出版社。2013年）。黄宗智『華北の小農經濟與社会変遷』（北京：中華書局。1986年）。叢翰香主編『近代冀魯豫鄉村』（北京：中国社会科学出版社。1995年。實際的執筆者は王福明）。孫海泉「清代中華直隸地区鄉村管理体制—兼論清代国家與基層社会的關係」（『中国社会科学』2000年3期）。任吉東『多元性與一体化—清代華北鄉村社会治理』（天津：天津社会科学出版社。2007年）。

キーワード：河南省東南部光州・光山縣・固始縣・息縣・商城縣、直隸地方寶坻縣、保、莊、市集

**Abstract**

The Character of Local governance seen in the Local historical documents  
in the Southeast of Henan Province  
during the Qianlong and Jiaqing (乾隆・嘉慶) Period of Qin (清) Dynasty

Mori Masao

In this paper, I analyzed how the five prefectures of Southeastern area of Hanan Province had reorganized their governmental organization and accomplished smooth development. This research was inspired by the research of Wu (伍躍), which suggested that even in the same North China the development of central governmental organization, Bao (保), was supported by nearby numerous natural villages, Zhuang (莊), in the prefecture of Baodi (寶坻) on province of Zhili (直隸).

In the first and second chapter, I found out that even on the five prefectures of Southeastern area of Henan Province Bao played the most important role as central governmental organization. To suggest that, I analyzed The History of Guangzhou (光州志), which governed the five prefectures. I also depended on the detail of The History of Guanshan (光山縣志), which played the leading role of the five prefectures, for my analysis.

In the third chapter, I found out that the market towns called Shiji (市集) or more popular 集 developed on the outside of the prefecture castle and they had close relationship with Bao.

In the fourth chapter, I concluded my research and the remaining problems.

In the last quarter century in Southeastern area of Henan Province, we cannot affirm the fact discovered by WU that the central governmental organization, Bao, was supported by nearby numerous natural villages, Zhuang, in the description of local history of contemporary period. On the other hand, there have some difference with the other local history.

How the difference between Zhuang and Shiji appears? Is it come from our reading of the local history or the real difference of them? This is the remaining problem.

Keywords: The county of Guang and the prefecture of Guanshan, Gushi, Xi, Shangcheng on Southeastern area of Henan Province, the prefecture of Baodi on Province of Zhili, Bao, Zhuang, Shiji